

第1 趣旨

本事業により、我が国の物流における輸送力不足という構造的な課題に対処しつつ、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するため、多様な関係者が一体となって取り組む物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト等の取組、物流の自動化・省力化・品質管理等に必要な設備・機器等の導入を支援する。

このため、持続可能な食品等流通対策事業補助金交付等要綱（令和6年3月29日5新食第3121号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び持続可能な食品等流通対策事業実施要領（令和8年4月8日8新食第57号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知。以下「実施要領」という。）に基づき、国の助成を受け、公益財団法人食品等持続的供給推進機構（以下「食料システム機構」という。）が補助事業者となって第3第1項に掲げる間接補助事業者に補助金を交付する場合の手続きについて、所要の規定を定め円滑な事業の実施を図るためにこの令和8年度持続可能な食品等流通対策事業補助金（物流生産性向上推進事業）に係る実施規程（以下「実施規程」という。）を定めるものとする。

第2 対象事業

実施規程が対象とする物流生産性向上推進事業（以下「本事業」という。）の内容、補助経費の範囲、補助率等については、要綱別表、実施要領別表及び別表のとおりとする。

第3 事業実施者

- 1 物流生産性向上実装事業又は物流生産性向上設備・機器等導入事業（以下「間接補助事業」という。）を実施する間接補助事業者は、次に掲げる者から公募により選定する。
 - (1) 中央卸売市場又は地方卸売市場（以下「卸売市場」という。）の関係事業者で構成する団体
 - (2) 食品卸団体
 - (3) 食品小売団体
 - (4) 食品流通業者（食品等の輸送、保管、販売その他の取扱いの過程に関する事業を行う者をいい、農業協同組合、農業協同組合連合会及び食品製造事業者を含む。）と企業組合、事業協同組合、協同組合連合会、卸売市場の開設者、運送事業者、貨物利用運送事業者等により構成する協議会
- 2 間接補助事業者は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。
 - (1) 青果物流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、花き流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、水産物流通標準化ガイドライン（令和6年3月）、加工食品分野における物流標準化アクションプラン（令和2年3月）又はそれらに準ずる業界が定めるガイドライン等（以下「流通標準化ガイドライン等」という。）のいずれかに基づく取組が間接補助事業実施計画に記載されていること
 - (2) 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第8条第1項に基づく流通合理化事業活動計画（以下「合理化計画」という。）の認定を受けている又は認定を受ける見込みがあること（間接補助事業者が構成員となる団体が認定を受けている場合を含む。）

- (3) 実施要領第7第1項(2)の目標を満たした間接補助事業実施計画を設定していること。
 - (4) 実施要領別添3から別添7までの該当業種等に応じた環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(以下「チェックシート」という。)に記載された各取組の該当項目について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを食料システム機構に提出(交付申請時)及び報告(事業実施状況報告時)すること
 - (5) 適切な管理体制及び処理能力を有する団体で、代表者の定めがあること。定めのない団体にあつては、これに準ずるものがあること
 - (6) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるものがあること
 - (7) 補助事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること
 - (8) 日本国内に所在し、間接補助事業及び補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること
 - (9) 法人等(個人、法人及び団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 間接補助事業者は、要綱別表の取組について間接補助事業者の直接行う取組、構成員の個別の取組をとりまとめ申請することとする。
 - 4 間接補助事業者は、要綱、実施要領、及び実施規程等を遵守し、事業を遂行しなければならない。

第4 補助対象となる経費及び要件

1 補助の対象となる経費については以下のとおりとする。

(1) 補助対象要件

ア 本事業の内容、補助対象経費の範囲、補助率及び補助金の上限については、要綱別表、実施要領別表及び別表のとおりとする。

イ 第3第2項(2)の認定内容に記載されている取組であること。

(2) 補助対象経費

本事業を実施するために直接必要な実施要領別表に定める経費であつて、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。その経理に当たっては、他の事業費と区別して経理を行うこととする。

なお、次の経費は対象としない。

ア 国の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費

イ 間接補助事業者又は間接補助事業者の構成員(以下「間接補助事業者等」という。)が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費

ウ 事業の期間中に発生した事故又は災害のための経費

エ 以下にあげる経費

- ・建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- ・設備・機器等の設置等工事費の内、土木工事等に類する工事
- ・設備・機器等の保守・管理費等
- ・本事業の業務(資料の整理・収集、調査の補助等)を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、

労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

- ・補助金の交付決定前に発生した経費
- ・補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- ・その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- ・補助の対象としない経費として実施要領で定めるもの

2 本事業においてリース契約を行う場合は以下の事項を遵守するものとする。

(1) 間接補助事業者が第7第4項の交付決定の通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器等の導入に関するリース契約（設備・機器等を賃借する間接補助事業者等と当該間接補助事業者等が導入する対象設備・機器等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）を締結すること。

(2) リース料に対する補助金の額は、次の算式により計算した額のうち、千円未満を切り捨てた額を物件ごとに算出し、合計して得ることとする。なお、算式中、リース物件価格は消費税を除く額とし、リース期間は利用者が設備・機器等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

リース料に対する補助金額＝リース物件価格×（リース期間÷法定耐用年数）×1/2以内

(※) 上記リース物件価格は、補助対象経費のみを対象とする。

(3) 間接補助事業者は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、納入状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から5年間保管すること。

(4) 間接補助事業者は、リース内容や対象設備・機器等の決定根拠等に係る事項を交付申請書の提出に併せて行うこととする。

(5) リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約は、次のアからキまでに掲げる要件を全て満たすこと。

ア リース事業者及びリース料が（6）により決定されたものであること。

イ 国から直接又は間接に他の補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないものであること。

ウ 貸付期間は、貸付対象機器等の法定耐用年数以内であること。

エ 割賦契約ではないこと。

オ 残価付きリース又は所有権移転（購入選択権）付リースでないこと。

カ リース料支払に係る国からの補助金相当額については、初回リース料支払時又は補助金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。

キ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から補助金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払回数で除した額とすること。

(6) リース事業者及びリース料の決定等

リース事業者及びリース料の決定等、間接補助事業者等は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。

① 本事業においてリース事業者と売買契約を締結する設備・機器等を納入する事業者を決定する場合

は、本事業について採択通知を受けた後に、原則として複数見積り又は入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。ただし、該当する技術を有する事業者が一つしか存在しない場合等にあつては、一つの事業者の見積りによって機械等納入事業者を選定することができるものとする。この場合においては、間接補助事業者等は、その理由等を具体的に明記した理由書を食料システム機構に提出し承認をうけるものとする。なお、契約締結は交付決定後に行うこととする。

- ② 本事業によりリース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、本事業について採択通知を受けた後に、原則として複数見積り又は入札によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。ただし、該当する技術を有する事業者が一つしか存在しない場合にあつては、一つの事業者の見積りによってリース事業者を選定することができるものとする。この場合においては、間接補助事業者等は、その理由等を具体的に明記した理由書を食料システム機構に提出し承認をうけるものとする。なお、契約締結は交付決定後に行うこととする。

(7) 補助金の請求に係る書類

間接補助事業者は、第8第1項の実施結果報告を行う際に、リース契約書若しくは借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

- 3 食料システム機構は、本事業に係る補助金について、国から交付決定を受けた額の範囲内において必要な経費を間接補助事業者に対して補助する。なお、補助金額については補助対象経費等の精査により減額することがある。

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和9年3月1日までとする。

第6 事業の成果目標

- 1 間接補助事業者は、第7第3項の交付申請書において、本事業の成果目標を定めるものとする。
- 2 間接補助事業者は、本事業の取組を行うことにより、流通における所要時間、経費等を30%以上削減すること又は取扱数量、金額等を5%以上拡大することを成果目標とする。
- 3 本事業の成果目標の目標年度は、令和11年度とする。

第7 事業の内容等

- 1 関係者への周知、流通合理化の提案等

食料システム機構は、産地、卸売市場関係者、食品流通業者、運送事業者等の関係者に対する間接補助事業の周知、流通合理化の提案並びにその実行のための協議会の設置に向けた指導及び助言を行う。

- 2 公募、審査及び選考等

- (1) 食料システム機構は、公募により間接補助事業者から提出された課題提案書について、審査を行うものとする。審査に関しては、公募選考会で確認した選定基準に基づいて行い、公募選考会を開催して審議を行うものとする。
- (2) 食料システム機構は、審議結果を踏まえ間接補助事業者を選考し、課題提案書に記載された事業担当者に対して通知又は不採択通知等を発出するものとする。
- (3) 食料システム機構は、実施要領第6第1項(3)イの規定に基づき、審査結果及び間接補助事業者から提出された事業計画書を農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)(以下「総括審議官」という。)

に報告するものとする。

なお、間接補助事業者が課題提案書中止若しくは廃止する場合には、これに準じて行うものとする。

3 補助金交付の申請

採択通知を受けた間接補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を別記様式第1号により作成し、食料システム機構に提出するものとする。

その際、間接補助事業者は、実施要領別添3から別添7までの当該業種等に応じた「チェックシート」に記載された各取組みについて、事業実施期間中に実施する旨をチェックした当該チェックシートを添付するものとする。

なお、交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない間接補助事業者については、この限りでない。

4 交付決定

食料システム機構は、第3項に定める交付申請書の提出があったときには、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、合理化計画の認定を確認した後、速やかに交付決定を行い、間接補助事業者に補助金の交付決定の通知を行うものとする。食料システム機構は交付決定後、補助金の交付状況を取りまとめ、交付決定通知書の写しを添えて総括審議官に報告する。

また、食料システム機構は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

5 事業の着手

間接補助事業者の事業の実施については、第4項の交付決定後に着手するものとする。

6 申請の取り下げの手続き

間接補助事業者が申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して7日以内にその旨を記載した書面を食料システム機構に提出しなければならない。

7 交付決定前の着手

事業の着手は、原則として、食料システム機構からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度においてやむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した補助金交付決定前着手届（別記様式第2号）を、間接補助事業者が食料システム機構に提出するものとする。

8 事業遅延の届け出

間接補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を食料システム機構に提出し、その指示を受けなければならない。

9 計画の変更、中止または廃止の承認

間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を食料システム機構に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

ただし、第10項に規定する軽微な変更を除く。

なお、間接補助事業者が導入しようとする設備・機器等について、能力・性能等が変わらないまま交付申請

時の見積内容の変更を行う場合は、速やかに食料システム機構に報告し、指示を仰ぐものとする。

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

食料システム機構は、上記の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

10 軽微な変更

軽微な変更は、次に掲げる重要な変更以外のものとする。

(1) 事業の追加、中止又は廃止及び間接補助事業者の変更

(2) 成果目標の変更を伴う事業内容の変更

(3) 事業費の30%を超える増減

(4) 国庫補助金の30%を超える減

第8 実施結果報告

1 間接補助事業者は、事業完了の日（当該間接補助事業者に係る全ての構成員の事業が完了した日。）から起算して1ヶ月を経過した日又は令和9年3月1日のいずれか早い日までに、別記様式第4号により実施結果報告書を作成し、食料システム機構に提出するものとする。

その際、間接補助事業者は、実施要領別添3から別添7までの当該業種等に応じた「チェックシート」に記載された各取組みについて、事業実施期間中に実施した内容をチェックした当該チェックシートを添付するものとする。

2 間接補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月10日までに別記様式第5号により作成した年度終了実績報告書を食料システム機構に提出しなければならない。

3 第7第3項のただし書の規定により補助金の交付の申請をした間接補助事業者は、第1項に定める実施結果報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第7第3項のただし書の規定により補助金の交付の申請をした間接補助事業者は、第1項に定める実施結果報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第6号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに食料システム機構に報告するとともに、食料システム機構の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況又は理由について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により食料システム機構に報告しなければならない。

第9 補助金の支払いの手続

1 食料システム機構は、第8第1項に規定する実施結果報告を受けた場合には、報告書の書類を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、間接補助事業者に通知するものとする。

2 間接補助事業者は、構成員間で事業完了の日に相当な乖離があるなど、特別な事情が認められる場合は、別記様式第7号の遂行状況報告書兼一部確定払請求書を提出することにより、既に完了している事業に係る補助金の交付を請求することができる。

3 食料システム機構は、前項の請求を受けた場合には、報告書の書類を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補

助金の一部の額を確定し、間接補助事業者に通知するものとする。

- 4 食料システム機構は、間接補助事業者に交付すべき補助金の額が確定した後、速やかに補助金を支払うものとする。
- 5 食料システム機構は、間接補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 6 第5項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第10 額の再確定

- 1 間接補助事業者は、第9第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、食料システム機構に対し当該経費を減額して作成した実施結果報告書を第8第1項に準じて提出するものとする。
- 2 食料システム機構は、第1項に基づき実施結果報告書の提出を受けた場合は、第9第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第9第4項、第5項及び第6項の規定は、第2項の場合に準用する。

第11 交付決定の取消し等の手続

- 1 食料システム機構は、次に掲げる場合には、第7第4項の規定による交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。
 - (1) 間接補助事業者が、法令、要綱、実施要領又は実施規程に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 間接補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 間接補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適切な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者が、補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 間接補助事業の委託費が補助金の2分の1以上となることが明らかになった場合
 - (6) 間接補助事業者が、令和9年3月1日までに事業を完了できないことが明らかになった場合
 - (7) 間接補助事業者が、必要な報告を怠った場合
- 2 食料システム機構は、第1項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 食料システム機構は、第1項の規定による取消しをした場合において、第2項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。ただし、災害など間接補助事業者の不可抗力による場合を除く。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び第3項の加算金の納付については、第9第6項の規定を準用する。

第12 収益納付

間接補助事業者等が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、間接補助事業者は、別記様式8号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、当該報告に係る年度の翌年度の5月末までに食

料システム機構に報告するものとする。

第13 財産の管理等

- 1 間接補助事業者は補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、別記様式第9号の財産管理台帳を作成のうえ、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を食料システム機構に納付させることがある。

第14 財産の処分の制限

- 1 本事業により取得し又は効用の増加した財産のうち機械及び重要な器具並びにソフトウェアは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間を定めない。）においては、食料システム機構の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、本事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により食料システム機構による補助金の交付の決定をもって承認を受けたものとする。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
 - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 2 第1項による食料システム機構の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を食料システム機構に納付させることがある。

第15 残存物件の処理

間接補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を食料システム機構に報告しその指示を受けなければならない。

第16 食料システム機構による調査

1 事業実施状況の報告

食料システム機構は、必要に応じ、事業実施年度の途中であっても、間接補助事業者に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

2 現地調査

食料システム機構は、必要に応じ、第8第1項に規定する実施結果報告の受領前であっても、現地調査等を行うものとする。

3 指導

食料システム機構は、第1項に定める事業の実施状況報告書の内容を確認し、事業の成果の目標に対する達

成状況が立ち遅れていると判断される場合には、間接補助事業者に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

第17 事業終了後の事業実施状況報告

- 1 間接補助事業者は、事業終了後の翌年度から3年間、次に掲げる事項等について、別記様式第10号の事業成果状況報告書を作成し、翌年度の5月末までに食料システム機構に提出するものとする。
 - (1) 本事業の取組による流通経費等の実績、取扱数量や金額等
 - (2) 今後、目標を達成する上での課題と改善に向けた取組内容
- 2 食料システム機構は、要綱第25の規定に基づき、前項により提出された事業実施状況に係る報告書及び実施要領別記様式第4号による事業成果状況報告書を総括審議官に提出するものとする。

第18 その他

- 1 間接補助事業者は構成員に対して本事業により取得した機器等について、第12から第15の指導等をするとともに、別紙に示す内容に基づき交付規程を作成し構成員に遵守させるものとする。
- 2 間接補助事業者は、善良な管理者の注意をもって本事業を遂行しなければならない。

附 則

この規程は、総括審議官の承認があった日（令和8年6月17日）から施行する。

別表

① 物流生産性向上実装事業

No.	第1 事業内容	第2 補助対象経費の範囲	第3 補助率等
①	<p>(1) 流通標準化ガイドライン等において推奨されている標準仕様パレットの導入</p> <p>(2) 貨物自動車による陸上輸送から新幹線、鉄道、海上輸送等への転換（モーダルシフト）</p> <p>(3) 標準仕様パレット、外装、コード等の標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等導入によるデジタル化・データ連携、モーダルシフト等流通合理化につながる取組であって、他地域又は他品目のモデルとなり得る先進的な実証</p> <p>(4) 標準仕様パレット、外装、コード等の標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等導入によるデジタル化・データ連携、モーダルシフト等流通合理化につながる取組であって、これまでに効果が確認されている施策の当該地域・品目での導入に向けた試験</p> <p>(5) 上記事業の実施に向けた調査、関係者の意見調整及び計画の策定</p>	<p>1 事業費</p> <p>(1) パレット導入費 標準仕様のパレットの導入にかかる経費（レンタル料等）及びそれに伴う現有パレットの処分にかかる経費</p> <p>(2) モーダルシフトに要する経費 モーダルシフトへの取組にかかる経費</p> <p>(3) 会場借料・設営費 会議等を開催する場合の会場借料・設営にかかる経費</p> <p>(4) 通信・運搬費 通信、郵便及び運送にかかる経費</p> <p>(5) 設備・機器等借上費 事務機器、試験機器等の借り上げにかかる経費</p> <p>(6) 印刷製本費 資料等の印刷にかかる経費</p> <p>(7) 広告・宣伝・情報発信費 ポスター・チラシ等の作成・配布、広告掲載その他の情報発信（事業の案内や事例発信等）等にかかる経費</p> <p>(8) 資料購入費 図書及び参考文献の購入にかかる経費</p> <p>(9) クラウドシステム等利用料 クラウドシステム等の利用にかかる経費</p> <p>(10) システム等開発費 システム等の開発等にかかる経費</p> <p>(11) 各種認証等の取得に要する経費 各種認証等の取得にかかる経費</p> <p>(12) 消耗品費</p>	<p>定額 （千円未満切捨て）</p> <p>※補助金の上限 1 間接補助事業者あたり 40,000 千円を上限とする。</p>

		<p>次の物品にかかる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（本事業の実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額の物品 ・ CD-ROM等の少額（5万円未満）の記録媒体 ・ 試験等に用いる少額（5万円未満）の器具等 <p>(13) 資機材費 標準仕様パレットの導入にかかる資材及び金型等の開発にかかる経費</p> <p>2 旅費 資料の収集、各種調査、打合せ等の実施にかかる経費</p> <p>3 人件費 本事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当にかかる経費</p> <p>4 謝金 資料の整理、補助、専門的知識の提供、調査資料の収集等に当たり、協力を得た人に対する謝礼にかかる経費</p> <p>5 委託費 事業の交付目的たる事業の一部分の他の者への委託にかかる経費</p> <p>6 役務費 事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、調査、試験、設計、加工及び運搬等にかかる経費</p> <p>7 雑役務費</p> <p>(1) 手数料 謝金等の振込にかかる経費</p> <p>(2) 印紙代 委託の契約書に貼付する収入印</p>	
--	--	--	--

		紙（印紙税）にかかる経費	
--	--	--------------	--

② 物流生産性向上設備・機器等導入事業

②	<p>(1) 標準仕様パレット導入に伴う機器導入及び改修、パレタイザー、フォークリフト、クランプフォークリフト、標準仕様パレット、AGV（無人搬送車、無人搬送ロボット等）、リーファーコンテナ、冷凍設備、冷蔵設備等の物流の合理化・効率化に資する設備・機器の導入</p> <p>(2) 納品伝票の電子化システム、トラック予約システム、共同輸配送システム、パレット循環管理システム等の物流の合理化・効率化に資するシステムの導入や、コード等の標準化に対応するためのシステム改修</p> <p>(3) 上記の設備・機器等の導入の効果検証</p>	<p>事業費</p> <p>(1) 設備・機器等導入費 設備、機器等の購入及びリース導入にかかる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パレタイザー、フォークリフト、クランプフォークリフト、標準仕様パレット、AGV（無人搬送車、無人搬送ロボット等）、リーファーコンテナ、冷凍設備、冷蔵設備等の集荷、保管、輸送、運搬、加工、販売にかかるものに限る。 ・設置等工事費を含み、保守・管理費は除く。 ・コンピュータ、タブレット等、その他の用途に使用可能な汎用性の高いものは除く。 ・流通標準化ガイドライン等に基づく取組を推進するための機械、機材、器具等の導入や、標準仕様パレットに対応するライン改修を含む。 <p>(2) 配送、パレット管理等のシステム導入・改修に要する経費</p> <p>納品伝票の電子化、トラック予約受付、共同輸配送、パレット管理等のシステム導入・改修に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共用サーバーの登録を含む。 ・システム導入時の初期設定を含む。 <p>(3) 事業の実施及び効果検証等に要する経費</p> <p>本事業を実施し、その効果を検証するために必要な専門家等に対する調査依頼等に必要な経費</p>	<p>1/2以内（千円未満切捨て）</p> <p>※補助金の上限</p> <p>1 間接補助事業者あたり 100,000 千円を上限とする。</p> <p>なお、1 構成員あたり 40,000 千円を上限とする。</p>
---	---	---	--